

令和 7 年度県広報紙「県政かわら版」配布業務委託 入札説明書

〒890－8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番 1 号

総務部広報課

（電 話）099-286-2095（直通）

（ FAX ）099-286-2119

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
令和7年度県広報紙「県政かわら版」配布業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
別添仕様書による。
- (3) 履行期限
令和8年3月31日
- (4) 履行場所
鹿児島県総務部広報課の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 鹿児島県内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (3) これまでに、印刷物を鹿児島市内の各世帯へ配布した実績があること、又は配布できる体制にあること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当する者でないこと。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人その他の団体又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札参加資格の審査等

入札に参加しようとする者は、2の(3)を証する書面を提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

- (1) 書面の提出
 - ア 提出場所
鹿児島県総務部広報課報道企画係
 - イ 提出期限
令和7年3月14日（金）午後5時15分
 - ウ 提出方法
アの提出場所に持参、又は郵送によること。

(2) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和7年3月18日（火）までに書面により通知する。

(3) 提出書面に関する説明

資格審査を受けるために書面を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書面について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) その他

ア 提出書面の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書面は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人による入札

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札書・代理委任状の押印省略

入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、入札前に官公署（独立行政法人，特殊法人を含む。）が発行する顔写真付き証明書（運転免許証，マイナンバーカード等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月26日（水）午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎2階）県政広報室

(5) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

（ア）交付場所 鹿児島県庁（行政庁舎3階）総務部広報課

（イ）交付期限 令和7年3月25日（火）午後5時15分

（ウ）その他 鹿児島県ホームページからもダウンロードが可能である。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(4)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 入札の注意事項及び入札に必要な書類の様式

別に示す「入札の注意事項 様式等」のとおり。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部広報課報道企画係 担当：仲宗根

電話番号：099-286-2095 ファックス番号：099-286-2119

メールアドレス：h-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

13 その他

- (1) この入札は，この調達に係る令和7年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は，令和7年4月1日に確定する。